

## 国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2019年3月12日～15日 アメリカ合衆国・ワシントンD.C.にて

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 露谷竹生  
公認会計士 高橋宏延

### 決定事項の概略

No.	プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
6	公的部門の測定	ED・CPの内容検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>• プロジェクト概要書の承認</li> <li>• 負債の測定基礎（特に履行原価）に関する検討</li> <li>• 公正価値の取扱いを検討</li> </ul>	CP「公的部門の測定」の公表を承認	6
7	遺産	CPに対するコメントに基づき、主要論点を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プロジェクトの範囲を検討</li> <li>• 事業共用／非共用遺産の区分を検討</li> </ul>	7
8 9	収益	収益認識に関する論点検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>• IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の用語の修正案の検討</li> <li>• プロジェクトの適用範囲を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公的部門向け履行義務アプローチの継続検討（履行義務と強制可能性の関係について）</li> <li>• 公開草案初稿の検討</li> </ul>	7
10	非交換費用	ED 第67号「集合・個別サービス及び緊急支援」の公表を承認	ED「補助金、拠出金及びその他の移転」の初稿を検討	10
11	IPSAS 第23号改訂	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 強制可能性の有無により適用される収益認識基準を分けることで合意</li> <li>• 提供資金の使用時期の指定と履行義務の関係について検討</li> </ul>	IPSAS 第23号の改訂EDを、「交換／非交換」区分でなく、履行義務の有無により規定することを決定	11
12	リース	タスク・フォースでの検討状況を報告	次回以降の会議において検討すべき論点の洗い出し	12
—	公的部門特有の金融商品	タスク・フォースでの検討状況を報告	今回は議論していない	—
—	インフラ資産	CAG 会議からのコメントについて検討	今回は議論していない（測定プロジェクトの検討が進んでから再検討の予定）	—

No.	プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
－	改善	IPSAS 第 36 号及び第 42 号に関する改善 (ED 第 66 号) の公表を承認	今回は議論していない	－

(注) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(注意)

本報告記事は、IPSASB の 2019 年 3 月会議アジェンダ・ペーパー (議題文書) のアジェンダ順 (上表「No.」) で構成している。したがって、「会計・監査ジャーナル」2019 年 7 月号の掲載記事と本文の構成は異なる。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及びプレゼンテーション資料等は、IPSASB ウェブサイト (<http://www.ipsasb.org/meetings/ipsasb-meeting-23>) から入手できる。詳しくは原文資料を参照されたい。

## 1. 今回会議の概要 (アジェンダ 1)

### (1) 全般的事項

2019 年第 1 回の IPSASB 会議は、2019 年 3 月 12 日から 15 日までの 4 日間にわたり、アメリカ合衆国のワシントン D.C. で開催された。今回は 18 名のメンバーに加え、テクニカル・アドバイザー、オブザーバー及び事務局の合計 40 名以上が参加した。

メンバーの出身国は、イギリス、南アフリカ、カナダ (2 名)、オーストラリア、フランス、イタリア、アメリカ、韓国、フィリピン、パナマ、ブラジル、オーストリア、ニュージーランド、スイス、ナイジェリアである。今回会議から参加した新メンバーは、以下のとおりである。

- Luzvi Chatto (フィリピン)
- Adrienne Cheasty (アメリカ)
- Lynn Pamment (イギリス)

日本からは、蒨谷及び高橋が参加した。

今回会議では、CP「公的部門の測定」を承認した。

次回会議は、2019 年 6 月 18 日から 4 日間にわたりカナダ・トロントで開催される予定である。

### (2) 欧州公会計基準の動向

欧州統計局 (Eurostat) の John Verrinder 氏より、欧州公会計基準 (EPSAS) の最新状況が報告された。その他包括利益や測定に関して、継続的に論点検討が進められている。両論点について、2019 年 4 月 23 日に開催される EPSAS 作業部会 (Cell) において、詳細を検討する予定である。

EPSAS ワーキンググループ会議は 5 月 13 日及び 14 日に開催される予定で、コンセクション、連結及び勘定科目表 (Chart of accounts) が議題に上がっている。特に勘定科目表については、統計報告と財務報告の整合性の観点から、EU 加盟国の間で勘定科目表に関する関心が高い。

なお、イタリア、ポルトガル及びカタロニア州 (スペイン) を対象に影響度調査を実施している。

## 2. 国際会計士連盟（IFAC）戦略計画 2019-2020 の説明（アジェンダ 2）

IFAC CEO の Kevin Dancey 氏より、IFAC 戦略計画 2019-2020 について説明があった。

- 今まで、「IFAC がどのように価値を創造していくのか」という点が明確ではなかった。
- 具体的には、会計文化の異なる国々の間で、①会計・監査基準設定活動（IPSASB、国際監査保証基準審議会（IAASB）や教育・倫理基準の策定を通じて国際的な連帯（connectivity）を強化していく、という点が IFAC の存在意義である。
- IFAC と IPSASB が協働できる分野として、IPSASB の研究報告第 14 号「発生主義会計への移行」を改訂することで、世界各国政府の IPSAS 適用・推進を支援することが挙げられた。
- また、IPSASB のメンバー指名や IPSAS 第 42 号「社会給付」の適用後モニタリングにおける IFAC の役割についても言及した。
- CAG 議長から、基準設定は IFAC の目的（Objective⇒アウトプットに対応）であるが、設定した基準を各国政府等に適用させた結果、どのように社会に影響を与えるのか、IFAC の存在意義（Purpose⇒社会への影響（インパクト）に対応）が明確でないとの指摘があった。また、存在意義を検討するに当たっては、会計士以外の様々な出自の人々（経済学者、IT 専門家等）とのコミュニケーションが重要であると述べた。

## 3. ガバナンスに関する報告（アジェンダ 3）

James Gunn 氏（IFAC 基準設定担当専務理事）が、2019 年 3 月 6 日にフランス・パリにおいて開催された公益委員会（PIC）の活動状況を報告した。

PIC での議題は①IPSASB のデュープロセス、作業計画及びアウトリーチ活動に関する報告、②IPSASB の戦略及び作業計画 2019-2023 の推進、③IPSASB の 2020 年の指名プロセス、④IPSASB の 2020 年ガバナンスレビュー、⑤IPSASB 諮問助言グループ（CAG）の活動状況、の 5 点であった。

PIC メンバーからの主なコメントは以下の通り。

- 「戦略及び作業計画 2019-2023」と「社会給付 IPSAS」の公表を歓迎する。「社会給付 IPSAS」の適用後レビューについては、PIC も必要な支援を検討する。
- 「戦略及び作業計画 2019-2023」における新規プロジェクト（天然資源、概念フレームワークの限定的な見直し）については、作業スケジュール（いつまでに完了するか）を明確にすべき（PIC としては早期のプロジェクト完了を望んでいる）。
- CAG メンバーの再任・交代により、メンバー構成が改善したことを歓迎している。

## 4. 活動報告（アジェンダ 4）

ボードメンバーの Chris Nyong 氏（ナイジェリア）から、ナイジェリアにおける IPSAS の適用及び推進活動について報告があった。

ナイジェリアでは、2009 年の経済改革及びガバナンスプロジェクト（ERGP）において公共財政管理について調査がなされ、2010 年の報告書に基づき、連邦議会が IPSAS を適用することを決定した。連

邦・州・地方自治体メンバーから構成される連邦会計配分委員会（FAAC）とその小委員会の実務委員会が推進役を担った。

実務小委員会は2012年-2013年にIPSAS推進ロードマップを作成し、現金主義IPSASから発生主義IPSASへの移行を2014年から2016年の間に進めることにした。これに基づき、政治家や主な利害関係者の支持を得つつ、現金主義IPSASと発生主義IPSASのGAP（差異）分析や連邦・州・地方自治体の勘定科目表の策定を進めた。各政府における通知文に加え、現金主義・発生主義に基づく財務諸表の様式や、マニュアルが作成・公表された。

2016年から連邦政府が、多くの州政府において2017年から、発生主義IPSASに基づく財務諸表を公表している。Chrisは、変化に対する抵抗勢力、資金制約、人的能力の不足、先行事例がないことの4つを課題として挙げたが、IPSASはナイジェリアに定着しつつあり、過去に戻ることはないとして報告を締めくくった。

## 5. 作業計画（アジェンダ4）

### (1) 2018年12月会議から今回までの変更

#### ① 遺産

もともと2019年6月会議に検討再開予定であったが、今回会議に繰り上げた。

#### ② プロジェクト追加

戦略及び作業計画のコンサルテーション結果を踏まえ、「天然資源」と「概念フレームワークの限定的な見直し」を作業計画に追加する予定であったが、2019年6月に実施予定の公的部門基準設定主体フォーラムでの検討を踏まえて作業計画上の位置付けを検討することにした。

#### ③ 作業計画の中間レビューの実施

2020年後半に作業計画の中間レビューを実施する。中間レビューの結果をもとに、プロジェクト候補としていた「簡易版IPSAS（Differential Reporting）」、「割引率」、「財務諸表の表示」及び「租税費用」をプロジェクトとして採用するかどうかを検討する。

### (2) 今回会議中の検討事項

測定CPの公表を作業計画に反映させた。

(3) 各プロジェクトの進捗状況（最終文書の承認予定順）

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書承認
非交換費用①（集合サービス及び個別サービス）＝ED 第 67 号	2017 年 6 月	2018 年 12 月	2019 年 12 月
IPSAS の改善	－	2019 年 6 月	2019 年 12 月
公的部門特有の金融商品	2016 年 6 月	2019 年 9 月	2020 年 12 月
公的部門の測定①（測定原則）	2019 年 3 月	2020 年 6 月	2021 年前半
公的部門の測定②（他の IPSAS の修正）	－	2020 年 6 月	2021 年前半
収益①②（IFRS 第 15 号との整合性維持、IPSAS 第 23 号改訂）	2017 年 6 月	2019 年 9 月	2021 年前半
収益③（補助金及びその他移転）	2017 年 6 月	2019 年 9 月	2021 年前半
非交換費用②（補助金及びその他移転）	2017 年 6 月	2019 年 9 月	2021 年前半
リース	－	2017 年 12 月	2021 年前半
インフラ資産	－	2020 年 6 月	2021 年後半
遺産	2017 年 3 月	2020 年 6 月	2021 年後半

(注) 2019 年 3 月会議終了時点。網掛け部分は承認済み。

プロジェクト	新規	公的	概説
公的部門特有の金融商品	○	A	中央銀行等政府特有の金融商品の会計処理を検討
リース		C	IFRS 第 16 号の公的部門への影響を検討
収益①		C	IFRS 第 15 号との整合性維持
収益②		A	IPSAS 第 23 号の改訂
収益③		B	カテゴリ B（履行義務の要件を一部充足）の取引
非交換費用①	○	A	集合サービスと個別サービスの区別
非交換費用②	○	A	補助金等の移転
公的部門の測定①	○	B	測定の原則
公的部門の測定②		A	現行 IPSAS の修正
インフラ資産	○	A	インフラ資産の認識と測定
遺産	○	A	遺産項目と関係負債の認識と測定を検討
IPSAS の改善		B	個別プロジェクト不要な比較的軽微な修正

(見出しの略語)

新規 ○：現行 IPSAS の修正ではない新規のプロジェクト

公的 A：公的部門特有の課題に対応するためのプロジェクト

B：公的部門特有の課題への対応と IFRS との整合性確保の双方が混在するプロジェクト

C：主に IFRS の改訂に伴う IPSAS 基準の改訂を検討するプロジェクト

## 6. 測定（アジェンダ6）

### (1) プロジェクトの目的と検討経緯

本プロジェクトの目的は以下のとおり。

- 当初認識時の測定、事後測定、測定に関する開示について現行 IPSAS を修正する。
- 再調達原価及び履行原価の解釈と、これらの測定基礎が使用される状況を説明する。
- 取引コストの会計処理を示す。借入コストの資産計上又は費用化の論点も検討する。

現行 IPSAS の測定に関する規定は、概念フレームワークと整合していない。また、各基準間の整合性も確保されていないので、本プロジェクトでは発行済みの IPSAS の測定基準に一貫性を持たせることを目指す。プロジェクトを二段階に分け、前半のプロジェクトでは測定基礎の選択と測定原則について CP (ED の下案も含む) を開発することにした。なお、後半のプロジェクトは当該原則に基づいて他の IPSAS を修正することを目的とする。

### (2) 決定事項

IPSASB は以下のタスク・フォースの勧告を適切であるとして受け入れた。

- CP 案において示した取引コストに関する会計処理
- 売却目的で保有する資産の測定（IFRS 第 5 号関連論点）については、測定プロジェクトでは扱わないこと
- 市場価値及び公正価値の区別については、本 CP ではなく「概念フレームワークの限定的な見直し」プロジェクトで検討すること

売却目的で保有する資産の測定については、減損と同様の理由で、測定プロジェクトの適用範囲外とした（減損については、IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」及び IPSAS 第 26 号「資金生成資産」において、個々の取引における使用価値の適用方法が定められているため、測定プロジェクトで新たに定める必要はないという理由から適用範囲外となっている）。

また、IPSASB は、CP 第 4 章において、概念フレームワークにおける測定原則がどのように基準レベルで適用されるかを適切に説明していると評価した。

CP を全ページ確認し、IPSASB は全会一致で CP を承認した。4 月後半に公表予定で、コメント期限は 9 月 30 日とすることを決定した（その後、4 月末に公表された）。

## 7. 遺産（アジェンダ7）

### (1) プロジェクトの目的と検討経緯

本プロジェクトの目的は、遺産に関する会計上の要求事項を開発することである。2017年4月に、コンサルテーション・ペーパー（CP）「公的部門における遺産の財務報告」を公表した。2017年12月会議においてCPへのコメントを検討して以来、測定プロジェクトの進捗を待つこととした。今回会議で、測定CPの公表が承認されたため、検討を再開した。

### (2) 決定事項

- 受託者責任を含む広い範囲ではなく、遺産の認識及び測定に関する論点に絞って検討する。
- 遺産資産についての「定義」に関する検討はこれ以上実施せず、CPに遺産資産の特徴を「記述」するにとどめる。
  - 遺産を有形固定資産（IPSAS第17号の定義）とは別に定義すると、遺産独自の認識・測定基準を設けることになる。
  - 一方、定義規定を設けず、特徴を説明する「記述」にとどめる場合は、独自の認識・測定基準は開発されず、固定資産や無形資産のIPSASの適用指針や適用ガイダンスに追加説明することになる。

### (3) スタッフへの指示事項

- 次回（6月）IPSASB会議に向けて、①事業共用（Operational）／非共用（Non-operational）の区分を検討し、②CPにおける主要論点とそれらについてのコメントが認識・測定・表示のいずれの論点に該当するかを示すマトリクス表を作成する。
- 測定に関する論点について、①測定プロジェクトにおいて何らかのガイダンスの追加開発が必要か、②測定基礎の選択に関する規定をIPSAS第17号に設けるか、又は③IPSAS第17号に追加の適用指針又は適用ガイダンスを設けるかを検討する。
- 資源の「支配」を遺産の文脈でどのように考慮するか、検討する。
  - 例：ユネスコの遺産の範囲は、言語等も遺産に含められるが、言語は「支配」の対象ではないため、IPSASの遺産の範囲はユネスコのそれよりも狭くなる。

## 8. 収益－拘束力のある取決め／強制可能性（アジェンダ8）

### (1) プロジェクトの目的と検討経緯

CP「収益及び非交換費用に係る会計」（2017年6月公表）によりコメントを公募した。CP公表以降は、収益認識と非交換費用の大きく二つに分けて検討を進めている。

収益プロジェクトは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の規定を踏まえ、公的部門における収益認識基準を検討するプロジェクトと、IPSAS第23号「非交換取引による収益－租税及び移転」を改訂するプロジェクトから構成されている。

IFRS第15号における履行義務アプローチを公的部門にも適用することについてIPSASBメンバーの間では合意が得られている。民間企業向けのIFRS第15号の履行義務アプローチにどのような

修正を加える必要があるか、また、修正を行うに際し想定される実務上の課題や修正の具体的な方法について前回までの会議において議論してきた。

前回会議において、IFRS 第 15 号の「顧客」をより広い用語である「買い手」に置き換えることを暫定的に決定した。今回会議では、特に履行義務の定義、履行義務（又は拘束力のある取決め）と強制可能性の関係について検討した。

## (2) 決定事項

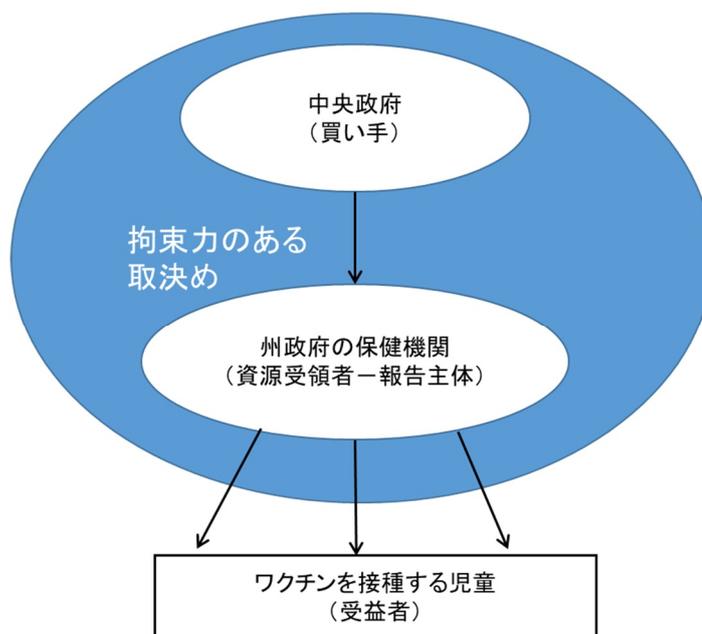
- ED 草稿に強制可能性の原則に関する説明を設ける。義務を強制可能とする仕組みは、法令等及び将来の資金削減を含む。
  - 法令等には、政省令や行政機関の通知も含まれる。
- 将来の資金削減に強制可能性があるというためには、過去の実績が必要である。
- 履行義務アプローチにおけるステップ 1（拘束力のある取決めの識別）は、二者間関係からのみ生じる。二者間関係が存在しない場合（例：租税）は、他の IPSAS で取り扱うこととする。

3 点目の決定事項は、義務の履行を強制できるのは、あくまで二者間（資源提供者と資源受領者の間）であるという結論である。

本件について、公的部門において一般的な三者間取引、例えば中央政府が州政府に対し補助金を提供し、受益者が財又はサービスを受領するような場合を取り上げて検討した（次頁図）。

州政府が実施するワクチン接種費用を中央政府が負担する場合、ワクチンを受ける受益者は、資源受領者たる州政府に対して財又はサービスの提供を強制することはできないため、受益者は資源受領者に対して義務の履行を強制することはできない。

また、報告主体たる州政府は、中央政府の代理人ではない。なぜなら、ワクチン接種というサービスを提供する義務は、州政府自身にあるからである。



## (3) スタッフへの指示事項

- 今回の決定を踏まえ、拘束力のある取決めにおいても、強制可能な義務は二者間においてのみ

生じることを明確にすべく、適用指針案を改訂する（上記図解も含める。）。

- 履行義務における「別個の（distinct）」財及びサービスという表現を、「別個に識別可能な（separately identifiable）」「十分に特定された（sufficiently specific）」に置き換える。
- IFRS 第 15 号の設例を公的部門用に改訂する（財よりもサービスに重点を置く。）。
- 公的部門特有の取引について設例の追加を検討する。

二点目について、IFRS 第 15 号では、財及びサービスが「別個（distinct）」であることを求めている。この点、公的部門では、履行義務のない財及びサービスのケースとの区分を明確にする必要があるため、オーストラリア会計基準審議会（AASB）が「十分に特定された」という用語を用いていることを踏まえ、用語を置き換えることにした。

#### (4) その他会議での検討事項

履行義務と強制可能性の関係について、その他議題に挙げた論点は以下のとおりである。

- 予算配分（特定の目的のために措置された予算（earmarked allocation）、業績予算、プログラム予算等）と履行義務の関係
- 資本的補助金と履行義務の関係（上記(2)のワクチン接種費用の補助金と同じように扱えるかどうか）

以上の点については、適用指針等の追加・改訂を念頭に置き、次回会議において引き続き検討することになった。

## 9. 買い手との拘束力のある取決めによる収益（アジェンダ 9）

### (1) 今回会議での検討事項（アジェンダ 9.3）

IFRS 第 15 号本体をもとに公的部門向けの指針を追加して作成した収益 ED の初稿を検討した。当該初稿をもとに、今後検討すべき論点を洗い出した。今回検討した主な論点は以下のとおりである。

- プロジェクトの範囲
- 用語の定義（IFRS 第 15 号ベースから変更するものと変更しないものをそれぞれ個別検討）
- 買い手との拘束力のある取決めの識別（履行義務アプローチのステップ 1 関連）

### (2) 決定事項

次回会議までにタスク・フォース及びテクニカルディレクターが詳細にレビューすることを前提に、ED 初稿本文を承認した。決定事項は以下のとおり。

- ED の表題を、「買い手との拘束力のある取決めによる収益」から、「履行義務のある収益」に改める。元の表題は、目的セクションにおいて、本 ED は「買い手との拘束力のある取決めによる収益」に適用されることを明示することで活かす。
- 非貨幣性資産の交換の事例（IFRS 第 15 号では石油）を、公的部門で想定される例（電力の交換）に変更する。

- 履行義務のない収益取引は、IPSAS 第 23 号「非交換取引による収益（租税及び移転）」の範囲であることに触れる。
- IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」の範囲の取引を、本 ED の適用対象外とする。

### (3) スタッフへの指示事項

- IFRS 第 15 号の設例を公的部門に適合するように修正する。
- 公的部門特有の収益取引について、設例案を作成する。
  - ▶ 上記 2 点をもとに、設例リストを提示する。
- 非金融資産の交換（IPSAS 第 16 号「投資不動産」、第 17 号「有形固定資産」及び第 31 号「無形資産」）は、本 ED の範囲外とする
- IFRS 第 15 号では、契約の識別において、対価の回収可能性が高いことを求めている（IFRS 第 15 号第 9 項(e)）。回収可能性要件を、買い手との「拘束力のある取決め」の要件から除外するかどうか検討する。
  - ▶ 公的部門では、対価の回収可能性が高くない場合であっても法令等で拘束力のある取決め関係に入ることが強制される場合（料金回収可能性が低い場合でも、受益者に対して上下水道サービスを提供する場合等）があるため。

## 10. 非交換費用（アジェンダ 10）

### (1) 今回会議での検討事項

ED「補助金、拠出金及びその他の移転」の初稿を提示し、以下の論点について検討した。

- プロジェクトの範囲
- 用語の定義
- 公的部門向け履行義務アプローチの費用側への適用
- 補助金及びその他の移転の会計処理上の論点

### (2) 決定事項

- 商業取引を含まない狭い適用範囲での検討を進める。
- 所有者からの拠出は適用範囲外とする。
- IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」における費用の定義を使用する。

### (3) スタッフへの指示事項

- 研究成果が買い手（補助金の出し手）に提供される研究補助金は、本プロジェクトの範囲内かどうか検討する。
- 費用の定義が本プロジェクト上適切か引き続き検討する。
- GFS の用語（特に補助金及び移転について）を確認し、矛盾が生じないか検討する。

3 点目について、IMF オブザーバーより、GFS における用語の定義について紹介があった。GFS では「交換（exchange）」という用語は使用されず、代わりに「移転（transfer）」という用語が使用さ

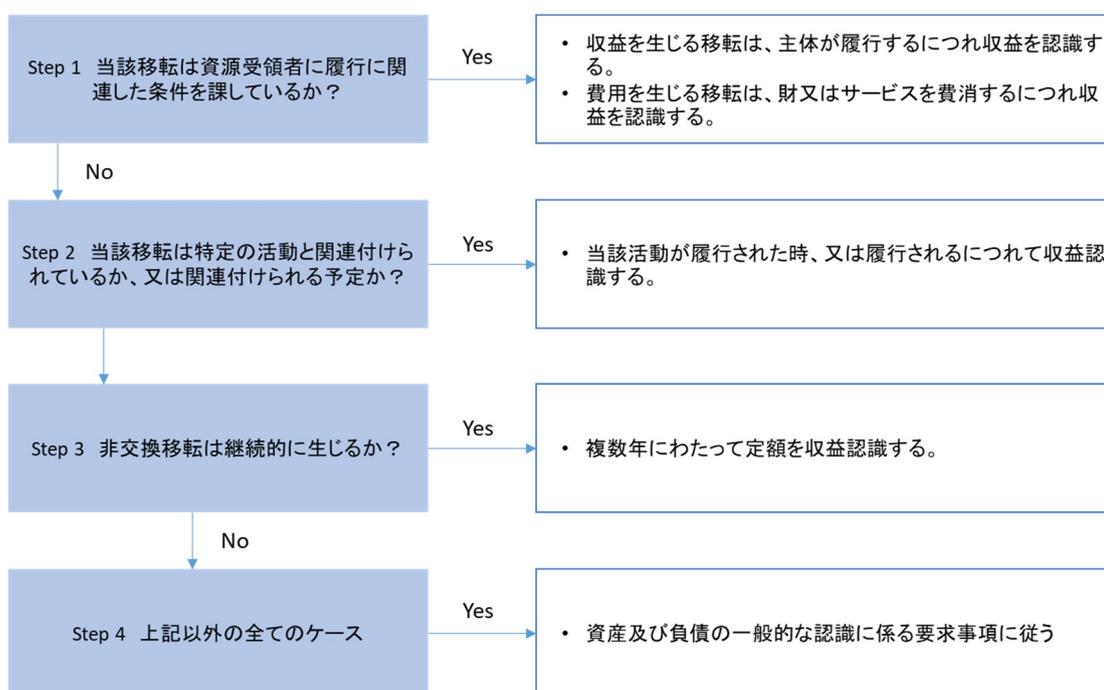
れる。移転のうち、一般政府部門から他の一般政府部門、国際機関への移転のことを「補助 (grant)」という。一方で、政府から政府以外 (例：NPO) への補助金であっても、GFS 上は移転と呼んでいる。

## 11. 収益－IPSAS 第 23 号改訂 (アジェンダ 11)

### (1) 欧州財務諮問グループ (EFRAG) のディスカッション・ペーパー (アジェンダ 11.2.1)

IPSAS 第 23 号の改訂論点を検討するに資する資料として、EFRAG が公表したディスカッション・ペーパー (論点整理) 「非交換移転：社会的便益の役割」が紹介された。論点整理は、IASB の 2016 年アジェンダコンサルテーションにおいて、租税、負担金や政府補助金のような非交換取引による移転に係る会計上の論点が提示されたことに対応するために公表された。

論点整理では、①非交換取引について別途会計処理を定める必要があるか、②別途定める場合、どのような会計処理となるかを議論することを目的としている。非交換での移転について、以下の 4 ステップでの検討を提案している。



### (2) 決定事項

- EFRAG 論点整理は、資本的補助金・研究補助金 (IPSAS 第 23 号改訂に含める予定) の会計処理を検討する際に再度検討する。
- 現行 IPSAS 第 23 号における「交換」「非交換」という用語を改め、履行義務の有無により場合分けする方法に改める。

### (3) スタッフへの指示事項

- 履行義務アプローチのステップ 1 (拘束力のある取決めの識別) 及びステップ 2 (履行義務の識

別)を満たさない場合の表示上の選択肢を、IPSAS 第 23 号の改訂 ED に含める。

- 拘束力のある取決めはあるものの、履行義務のない取引の例を検討する。
- 次回会議に向けて、①資本的補助金及び研究補助金、②強制可能な取引、③租税及び④予算配分、に関する IPSAS 第 23 号改訂案の草稿を作成する。

## 12. リース (アジェンダ 14)

IFRS 第 16 号「リース」では、借手に使用权モデルを採用しているが、貸手には従前のオペレーティング・リース、ファイナンス・リースの区分を残している (リスク・経済価値モデル)。

一方、IPSASB の ED 第 64 号「リース」では、借手にも貸手にも使用权モデルを適用すべきと提案した。貸手に対する使用权モデルの適用に相当数の反対があったことから、慎重な審議を行うこととし、最終文書 (IPSAS) の公表予定はいったん白紙化された。

### (1) 決定事項

今回会議では、ED 第 64 号に対するコメントを振り返り、今後 (6 月・9 月会議) において検討すべき論点を洗い出した。今後、以下を踏まえて、IFRS 第 16 号における貸手側の処理に係る要求事項を分析することにした。

- IPSASB の概念フレームワークとの整合性
- IPSASB の IASB 文書の修正方針 (“Rules of the Road”) への準拠
- 財務諸表利用者のニーズ
- GFS との関係
- IPSAS 第 32 号「サービス委譲の取決め：委譲者」との関係

貸手側の処理は以下のステップで検討することとした。

- ED 第 64 号に寄せられた全てのコメントを分析し、IFRS 第 16 号からの離脱が必要・不必要とするそれぞれの立場の論拠について精査する。
- 上記 IFRS 第 16 号の要求事項の分析を踏まえ、次回会議でスタッフ提案を検討する。
- コンセッショナルリー・ローンは、上記の検討が済んでから再度検討する。

### (2) その他会議での検討事項

測定プロジェクトでは、財務能力目的か運営能力目的かで適切な測定基礎が異なると議論しているが、貸手における (借手に使用权がある) 原資産の測定についても、この二つの目的からふさわしい測定基礎を検討することが提案された。

借手側の処理については、使用权資産と PPP 債務の関係が論点となることが示唆された。

以 上